

蛍光管処理業務委託仕様書

本仕様書は、奈良市（以下「発注者」という。）の管理する小・中学校及び幼稚園・保育所・認定こども園（以下「学校・園」という。）から排出される蛍光管の収集運搬及び処分業務（以下「処理業務」という。）委託の内容及びその他必要事項を示すとともに、業務委託にかかる条件等について定めるものである。

1 業務委託

- （１）件名 令和8年度蛍光管処理業務委託
- （２）期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

2 排出場所

別表一覧のとおり（学校・園等の統廃合により、排出場所数の変更の可能性あり。）

3 業務内容

- （１）受注者は、学校・園から発生する蛍光管を関係法令等遵守のうえ、適正に収集運搬及び処分を行う。
- （２）受注者は、発注者から委託された蛍光管の処理業務を第三者に委託してはならない。ただし、履行期間中に処理業務を第三者に委託する必要がある場合、受注者は、書面による発注者の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、処理業務を再委託することができる。この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除しなければならない。
- （３）受注者は、蛍光管の収集・運搬の際、施設や敷地などの財産に損害を与えないように留意すること。業務の実施にあたり、従事者の故意又は過失により建物、器具、備品等を破損又は亡失したときは、受注者がその損害を賠償すること。また、従事者の災害及び事故発生に伴う従事者の措置は、受注者が全責任を負うものであることとし、蛍光管の飛散等の防止にも努めること。
- （４）受注者は、蛍光管の収集運搬業務の際に「道路占用許可」「道路使用許可」が必要な場合、受注者で申請すること。業務実施中であっても、他の車両等の通行の妨げになるような駐車等は行わないこと。
- （５）蛍光管の積み込みは受注者が行い、回収するものとする。
- （６）収集場所にある全量を回収し、排出事業所職員の下承なしに積み残しはしないものとする。また、収集にあたっては分別状況を確認し、分別できないごみを発見した場合は、集積所にて選別の上、適正に分別処分を行うこと。

- (7) 受注者は、その他蛍光管の処理業務を実施するに当たり発注者側の担当職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

4 廃棄物の種類

水銀使用製品（蛍光管）産業廃棄物

5 排出予定数量及び収集回数

(1) 予定処理数量

1,922本（約550kg）

収集・運搬に必要な蛍光管の収納容器については、事前に発注者と調整のうえ、受注者が用意すること

(2) 収集回数

各箇所 1回（収集日については契約後協議し決定することとする。）

6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- (1) 発注者及び受注者は上記4の産業廃棄物の収集運搬及び処分につき、種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行う。
- (2) マニフェストは業務委託料に含み、受注者が発注者に必要事項を記載し必要量提供する。
- (3) 本業務に関する排出事業者が電子マニフェストに未加入であるため、報告書については従来どおりとする。また、収集した廃棄物の内で処分方法が異なる場合は、処分方法に応じた数量がわかるように報告すること。

7 責任

(1) 受注者

受注者は、奈良市から委託された蛍光管を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、関係法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が奈良市の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負うものとする。

(2) 発注者

発注者は、委託契約する蛍光管の適正処理のために必要な情報として、以下の情報を予め受注者に提供するほか、適宜または、受注者との協議により必要な情報を受注者に提供する。

また、発注者は排出する蛍光管に関する情報に変更が生じた場合にも、受注者に対して情報を提供する。

8 業務遂行注意事項

作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めるよう注意しなければならない。

9 代金の請求等

処理代金は、処理量に契約単価を乗じて算出し、奈良市の指定する方法により請求すること。(1円未満の端数は切り捨て)

10 特記事項

- (1) 本業務における産業廃棄物税については、委託料に含めるものとし、受注者において申告納付するものとする。
- (2) 作業に係る養生等の仮設費及び備品などの諸経費も委託料に含めるものとする。
- (3) その他、本件について疑義が生じたものについては、協議により定めることとする。

別表（排出場所関係）

小・中学校及び高等学校

	校区	学校名	住所
A	春日 中学校区	春日中学校	奈良市西木辻町 6 7 番地
		済美小学校	奈良市西木辻町 5 番地の 2
		大安寺小学校	奈良市大安寺二丁目 1 5 番 1 号
		済美南小学校	奈良市南京終町 6 7 6 番地
	都南 中学校区	都南中学校	奈良市南永井町 9 8 番地の 1
		東市小学校	奈良市古市町 2 6 8 番地
		辰市小学校	奈良市西九条町一丁目 7 番地の 1
		明治小学校	奈良市北永井町 4 1 4 番地
		帯解小学校	奈良市柴屋町 9 番地
	若草・飛鳥 中学校区	若草中学校	奈良市法蓮町 1 4 1 6 番地の 1
		飛鳥中学校	奈良市高畑町 1 4 7 5 番地の 1
		鼓阪小学校	奈良市雑司町 9 7 番地
		佐保小学校	奈良市法蓮町 2 8 0 番地の 1
		鼓阪北小学校	奈良市青山九丁目 3 番地の 1
		飛鳥小学校	奈良市紀寺町 7 8 5 番地
B	三笠 中学校区	三笠中学校	奈良市三条川西町 3 番 1 号
		椿井小学校	奈良市椿井町 2 5 番地
		大宮小学校	奈良市大宮町四丁目 2 2 3 番地の 1
		大安寺西小学校	奈良市大安寺西一丁目 3 4 2 番地
		佐保川小学校	奈良市法蓮町 2 2 9 番地の 1
		一条高等学校附属中学校	奈良市法華寺町 1 3 5 1 番地
		一条高等学校	奈良市法華寺町 1 3 5 1 番地
	京西・ 都跡 中学校区	京西中学校	奈良市平松四丁目 3 番 1 号
		都跡中学校	奈良市柏木町 1 3 番地
		六条小学校	奈良市六条二丁目 1 4 番 1 号
		伏見南小学校	奈良市宝来五丁目 2 番 1 号
		都跡小学校	奈良市四条大路五丁目 6 番 1 号
	伏見 中学校区	伏見中学校	奈良市西大寺野神町一丁目 6 番 1 号
		伏見小学校	奈良市菅原町 3 7 0 番地
		西大寺北小学校	奈良市西大寺赤田町一丁目 6 番 1 号
C	伏見中学校区	あやめ池小学校	奈良市あやめ池南九丁目 9 3 9 番地の 3 9
	富雄南・	富雄南中学校	奈良市藤ノ木台一丁目 5 番 1 3 号

	富雄第三 中学校区	富雄第三中学校	奈良市帝塚山南二丁目 1 1 番 1 号
		富雄南小学校	奈良市中町 4 1 8 5 番地
		三碓小学校	奈良市西千代ヶ丘一丁目 2 0 番 9 号
		富雄第三小学校	奈良市帝塚山南二丁目 1 1 番 1 号
	富雄・二名 中学校区	富雄中学校	奈良市三碓二丁目 3 番 1 2 号
		二名中学校	奈良市二名一丁目 3 6 6 7 番地の 2
		鳥見小学校	奈良市鳥見町三丁目 1 1 番地の 2
		富雄北小学校	奈良市富雄北一丁目 1 3 番 6 号
		二名小学校	奈良市二名一丁目 3 7 1 6 番地の 1
		青和小学校	奈良市百楽園四丁目 1 番 1 号
		登美ヶ丘小学校	奈良市西登美ヶ丘四丁目 2 1 番 1 号
D	登美ヶ丘・ 登美ヶ丘北 中学校区	登美ヶ丘中学校	奈良市東登美ヶ丘三丁目 1 0 5 9 番地
		登美ヶ丘北中学校	奈良市北登美ヶ丘一丁目 1 番 1 号
		鶴舞小学校	奈良市鶴舞東町 2 番 1 号
		平城西小学校	奈良市東登美ヶ丘三丁目 1 0 9 3 番地の 1
		東登美ヶ丘小学校	奈良市東登美ヶ丘四丁目 2 1 番 3 3 号
	平城西・ 平城 中学校区	ならやま中学校	奈良市神功二丁目 1 番地
		平城中学校	奈良市秋篠町 1 3 3 3 番地
		ならやま小学校	奈良市神功二丁目 1 番地
		平城小学校	奈良市秋篠町 1 3 9 4 番地
	平城東 中学校区	平城東中学校	奈良市朱雀六丁目 1 1 番地
		朱雀小学校	奈良市朱雀六丁目 1 0 番地の 1
		佐保台小学校	奈良市佐保台三丁目 9 0 2 番地の 3 4 1
		左京小学校	奈良市左京三丁目 1 番地の 1
E	田原・ 柳生・ 興東 中学校区	田原中学校	奈良市横田町 1 9 9 番地の 1
		興東館柳生中学校	奈良市大柳生町 8 3 2 番地
		田原小学校	奈良市横田町 1 9 9 番地の 1
		柳生小学校	奈良市柳生下町 1 3 8 番地
		興東小学校	奈良市須川町 1 4 2 4 番地
	都祁 中学校区	都祁中学校	奈良市針町 2 5 5 4 番地
		都祁小学校	奈良市都祁白石町 9 7 4 番地
	月ヶ瀬・ 中学校区	月ヶ瀬中学校	奈良市月ヶ瀬尾山 2 5 5 1 番地
		月ヶ瀬小学校	奈良市月ヶ瀬尾山 2 5 5 1 番地

保育所・幼稚園及びこども園

	園名	住所
A	若草こども園	川上町４９３番地の１
	辰市こども園	杏町４１４番地の４
	都南保育園	横井一丁目１０７番地の１
	高円こども園	古市町１２４９番地
	佐保幼稚園	法蓮町７５７番地の８
	帯解こども園	柴屋町２０番地
B	伏見保育園	宝来三丁目９番３５号
	京西保育園	六条西一丁目３番４３－１号
	伏見こども園	菅原町３６７番地
	六条幼稚園	六条二丁目１４番２号
	伏見南幼稚園	宝来五丁目５番３号
	都跡こども園	四条大路五丁目２番５５号
C	学園南こども園	学園南三丁目１５番２８号
	富雄北幼稚園	三松一丁目５番６号
	青和こども園	百楽園四丁目１番１号
	富雄南こども園	中町４１７４番地
D	神功こども園（乳児棟）	神功四丁目２５番地の３
	朱雀こども園（乳児棟）	朱雀六丁目９番地
	平城こども園	秋篠町１５４０番地の１
	東登美ヶ丘こども園	東登美ヶ丘四丁目２１番地２６号
	神功こども園（幼児棟）	神功四丁目１３番地の１
	朱雀こども園（幼児棟）	朱雀六丁目１０番地の２
	左京こども園	左京三丁目１番地の２
E	柳生こども園	柳生下町１５６番地
	月ヶ瀬こども園	月ヶ瀬尾山２７９０番地
	都祁こども園	都祁白石町１０２６番地の６